平成２７年（フ）第８号
北海道紋別郡雄武町字雄武80番地
債務者　山崎　明子（旧姓川西）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後２時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２７年（フ）第１６６１号
神奈川県大和市深見西２丁目３番14号　第２ハイネスやよい102号
債務者　坂ノ上壽三男
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７４７号
横浜市泉区中田西３丁目18番10―103号
債務者　水上　　勉
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４４号
東京都昭島市玉川町３丁目19番15号サンハイツ玉川202号
債務者　十朱　質強
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３８７号
栃木県鹿沼市上野町152番地８　ＴＯＹＯＵＫＥハイツ１の102
債務者　鈴木　良一
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９６号
栃木県那須烏山市上境275番地、前住所栃木県那須烏山市金井２丁目11番６号
債務者　髙野　　誠
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８２号
栃木県栃木市日ノ出町７番21号
債務者　青柳　一成
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２９９号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目1583番地50（ファミーユ・ヴィラＡ―205）、旧住所岡山県倉敷市児島稗田町307番地１（Ｃ―201）
債務者　髙島　美恵（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３７号
岡山市北区十日市東町４番58号くすのきハイツＢ103、旧住所鹿児島県志布志市有明町野井倉8276番地37ＣＭタウンＢ棟
債務者　今村　良子（旧姓堀苑）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９００７号
東京都港区港南３丁目９―50―906
債務者　平野　良子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０５４号
東京都杉並区松庵２丁目17―６―208
債務者　内田　　緑
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７８８号
横浜市港北区大曽根２丁目43番７号　セトル大曽根106
債務者　岩佐　晴美
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２３号
長崎県佐世保市日野町741番地１、前住所長崎県佐世保市大岳台町12番15号
債務者　大島　美和
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
長崎県佐世保市大宮町28番４―６号　フォレストヒル102、前住所長崎県佐世保市権常寺１丁目１番24―402号
債務者　樫本康太郎
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
静岡県湖西市新居町新居2660番地の２　雇用促進住宅１号棟208号
債務者　中島　美保
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係